

有機溶剤中毒と引火による 火災を予防するために

塗料や接着剤などには有機溶剤（例えば、キシレン、トルエン、トリクロルエチレン、ノルマルヘキサン等）が含まれています。また、洗浄剤はその大部分が有機溶剤そのものです。

有機溶剤はとても蒸発しやすく油脂類を溶かすという性質を持っていますから、その蒸気を吸い込んでしまったり、皮膚から直接吸収することで人体に影響が現れます。

多量の有機溶剤の蒸気を吸入すると、急性中毒を起し、神経機能がまひして判断力が低下したり、手足がきかなくなったり、ときには意識を失うこともあります。

少しずつでも長い期間にわたって吸入していると、慢性中毒になってしまうことがあります。慢性中毒になると、頭痛、けん怠感、貧血等の症状が現れたり、肝臓が侵されたりします。

有機溶剤は引火性が強いのでしばしば火災の原因ともなっています。

家内労働法と家内労働法施行規則では、有機溶剤中毒と引火による火災を予防するために、委託者、家内労働者及び補助者が、それぞれ行わなければならないことをや守らなければならないことについて、次のように定めています。

1 委託者が講じなければならない措置

(1) 委託している業務において使用する有機溶剤等を家内労働者に与えたり、買い取らせたりする場合には、有機溶剤中毒と引火による火災を予防するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付しなければなりません（この書面に記載する事項は裏面にありますので、使用する有機溶剤の名称を記入して、これを活用して下さい）。

また、有機溶剤等がもれたり、蒸気が発散したりすることがない容器を使い、その見やすいところに、有機溶剤等の名称と、取り扱うときに注意

しなければならないことを書かなければなりません。

(2) 有機溶剤の作業をする人が、有機溶剤中毒と引火による火災を予防するための設備を設置しようとしたり、健康診断を受診しようとするときには必要な援助をするように努めなければなりません。

2 家内労働者と補助者が守らなければならない事項

(1) 委託者から、有機溶剤中毒と引火による火災を予防するために必要な注意事項を記載した書面（例えば裏面）を交付されたときは、その書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

そして、この注意事項を守るように努めなければなりません。

(2) 有機溶剤等を委託者以外の人から買ったときは、有機溶剤等がもれたり、蒸気が発散したりすることがない容器を使わなければなりません。

(3) 作業を建物の中でするときは、有機溶剤の蒸気が拡散しないように、換気のための設備を設けるように努めなければなりません。

また、換気の設備がないときは、有機ガス用と表示されている正規の検定を受けた防毒マスクを使わなければなりません。

(4) 有機溶剤等をみだりに火に近づけたり、注いではいけません。使用していない容器をふたをしないで放置したりしてはいけません。

〈災害事例〉 家内労働者（女性、31歳）が、貸与された自動のり付機を用いてスポーツバッグ部品の接着作業を行っていたところ、作業場に充満していた有機溶剤（トルエン、ノルマルヘキサン）の蒸気に、自動のり付機のコードの被覆損傷によるショートが点火源となり引火爆発し、そばにいた三女が死亡し、家内労働者と二女が火傷を負った。

家内労働法についての御相談は下記へ。

労働基準局（賃金課）

労働基準監督署

有機溶剤作業の心得

有機溶剤（名称）

）は、蒸発しやすく人体に有害で、中毒にかかると頭痛、けん怠感、めまい等の症状が現れます。また、大量に吸入すると意識を失って倒れるおそれがあるとともに、引火しやすいので、火気などが近くにあると火災を起こすおそれがあります。

有機溶剤中毒を予防するために次のことに気をつけましょう。

- 一 局所排気装置等を設置するか、正規の検定を受けた有機ガス用防毒マスクを使用すること。
 - 二 使用していない有機溶剤等を入れた容器にはふたをすること。
 - 三 風上で作業を行うこと。
 - 四 有機溶剤等が皮膚に触れないようにすること。
 - 五 製品の乾燥や保管は、居間、食堂等の日常生活空間では絶対に行わないこと。
 - 六 大量の有機溶剤を吸入して急性の中毒が発生した場合の応急処置
 - イ 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに医師に連絡すること。
 - ロ 中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向けに寝かせ、毛布等を掛け身体の保温を図ること。
 - ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、口中の異物を取り除くこと。
 - ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合には、速やかに人工呼吸を行うこと。
 - 七 必要な健康診断を受けること。
- 引火による火災を予防するために次のことを守りましょう。**
- 一 有機溶剤等を使用している近くで、ストーブなど火気又は引火のもとになるおそれのあるものを使用しないこと。
 - 二 有機溶剤等を置く場所を整理し、その近くに燃えやすい物を置かないこと。
 - 三 有機溶剤等のある場所に消火器その他消火設備を置くこと。
 - 四 有機溶剤等を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部から有機溶剤等の漏れがあるかどうかを点検し、異常がある場合には補修すること。